

## 第2次蒲郡市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 国籍等に関係なく、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生社会の実現を目指して、第2次蒲郡市多文化共生推進プラン（以下「多文化共生推進プラン」という。）を策定するため、第2次蒲郡市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多文化共生推進プランの策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、委員12人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命したもので組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等代表者
- (3) 一般公募による者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から多文化共生推進プラン策定の日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、

その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部共創共生課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月20日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、多文化共生推進プラン策定の日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。